

健康保険 海外療養費 支給申請書

1

2

被保険者(申請者)記入用

提出日 年 月 日

被保険者(申請者)情報	記号		番号		記号番号がわからない場合はマイナンバーを記入してください		
	被保険者等 記号・番号						
	事業所名 (会社名)				所属		
	氏名 (フリガナ)				生年月日		
	住所 (〒 -)				<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日		
電話番号 (日中の連絡先)		自宅 ()		携帯 ()			

振込先指定口座 (被保険者名義)	金融機関 名称 (ゆうちょ銀行以外)		銀行 金庫 信組 農協 漁協 その他 ()			本店 支店 出張所 本所 支所	
	預金種別		口座番号		左づめでご記入ください。		
	▼カタカナ(姓と名の間は1マス空けてご記入ください。濁点(°)、半濁点(ˆ)は1字として左づめでご記入ください。)						
口座名義							

提出ルート 被保険者(申請者) ⇒ 健保組合

「申請者記入用」は2ページに続きます。>>>

受付	入力	支払
----	----	----

健康保険 海外療養費 支給申請書

1

2

被保険者(申請者)記入用

被保険者氏名

申請内容	1 受診者	<input type="checkbox"/> 1. 被保険者 2. 家族(被扶養者)		
	1 - ①家族の場合はその方の	氏名	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日
	2 傷病名		3 発病または 負傷年月日	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日
	4 発病の原因および経過 (詳しく)	(原因および経過)		
	5 申請傷病名について	5-① 業務上の傷病・通勤災害によるものですか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 5-② 第三者行為によるものですか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
	6 診療を受けた医療機関等の	名称	所在地	診療した医師等の氏名
	国名			
	[]	名称	所在地	診療した医師等の氏名
	7 診療を受けた期間	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日 から 年 月 日 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	まで 日数 日
	7 - ①上記の期間に 入院していた場合は、 その期間	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日 から 年 月 日 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	まで 日数 日
8 療養に要した費用の額	_____ ()通貨単位を記入してください。(例: アメリカドル)			
9 診療の内容				
10 受診者の情報	受診者は、現在、日本に帰国予定はありますか。または帰国されましたか。 <input type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ ↓ 海外在住の理由 [] ↓ ・渡航期間 (年 月 日 ~ 年 月 日) ・渡航目的 海外滞在の理由 []			

《申請条件》

- (1) 海外旅行中などに病気やケガでやむを得ず現地の医療機関で診療を受けた場合

《申請不可》

- (1) 業務上の傷病や通勤途上での災害(会社の労災保険で申請)の場合
- (2) 交通事故やケンカ等で加害者がいる場合
- (3) 美容目的とする整形手術等

《注意事項 : 権限・権利の代位取得、時効》

- (1) 豊田合成健康保険組合は、必要事項応じて文書の提出を求めることができる
- (2) 負傷の原因が第三者によるものであるときには、別に「第三者行為による傷病届」の提出が必要です
- (3) 豊田合成健康保険組合は、第三者行為による事故の保険給付をしたときはその給付額の限度において損害賠償の権利を取得する。また、損害賠償を受けた者には保険給付はしない(免責)
- (4) 請求権の時効は、費用を支払った日の翌日から起算して2年です

《その他》

- (1) 海外へ直接送金することはできませんので、申請書には日本国内の住所・金融機関口座をご記入ください
- (2) 海外療養費は、日本国内の健康保険での治療費を基準に換算して支給されますので、現地での実際の支払いと療養費の支給額が大きく異なることがあります

《添付書類》

- (1) 診療内容明細書 (様式A) < 歯科診療の場合は、歯科診療内容明細書 (様式C) >
- (2) 領収明細書 (様式B)
- (3) 領収書 (現地で支払った領収書の原本)
- (4) パスポートの本人氏名欄・出入国印欄のコピー
(渡航の事実や支給申請に係る療養等が当該渡航期間内であることの確認のため)